

下記の申請者から、建築基準法第48条第4項ただし書の規定による許可申請がありました建築物の建築計画について、同条第15項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行いますので、同条第17項の規定に基づき公告します。

令和5年1月11日

京都市長 門川 大作

1 申請者の住所及び氏名

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

三菱地所株式会社 代表執行役 執行役社長 吉田淳一

2 建築計画の概要

- (1) 建築場所 京都市上京区相国寺門前町709番1及び2
- (2) 用途地域 第二種中高層住居専用地域
- (3) 主要用途 ホテル
- (4) 工事種別 新築
- (5) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階地下1階建 1棟
- (6) 敷地面積 12,216.25㎡
- (7) 建築面積 6,403.22㎡
- (8) 延べ面積 20,553.63㎡

3 公開による意見の聴取

- (1) 開催日時 令和5年1月25日(水)
午後6時30分から午後8時00分まで
- (2) 開催場所 京都市立烏丸中学校(体育館)
(所在地:京都市上京区烏丸通上立売上ル相国寺門前町647番23)
- (3) 主宰者 京都市都市計画局建築指導部建築指導課 課長 岡田 圭司
- (4) 開催理由 第二種中高層住居専用地域における申請敷地において、ホテルを新築することについて、利害関係を有する者の意見を聴くため。

(都市計画局建築指導部建築指導課)